



CASE

16

日本の国家資格を持つ外国人医師、
看護師の日本での就労年数制限が
緩和されます。

規制改革前

これまでは日本の国家資格を持つ外国人医師、看護師であっても、医師の場合は大学卒業後6年以内、看護師の場合は大学等の卒業後4年以内の研修目的でなければ在留が認められませんでした。

規制改革後

日本の国家資格を持つ外国人医師が、研修期間終了後の帰国を前提とせず、在留・就労することが可能となります。
日本の国家資格を持つ看護師の就労制限の撤廃もしくは在留可能な期間の延長について、現在、検討が行なわれています。(平成17年度中に結論)

規制改革の効果

外国人医師・看護師が医療活動を通じて日本社会又は地域社会の発展に貢献することが期待されます。

日本の国家資格を持つ

外国人医師

大学卒業後、研修目的で
6年以内の在留

↓
研修目的でなくても
在留・就労が可能に

日本の国家資格を持つ

外国人看護師

大学卒業後、研修目的で
4年以内の在留

↓
就労制限撤廃又は
在留期間延長につき
検討中

